

新潟県SNS教育プログラムを実施するにあたって

1. 生徒が在学中の早い時期に3つのレッスンを実施する。1年生で3つのレッスンの実施、あるいは、1年生でレッスン1及び2、2年生前半でレッスン3を実施する。
2. ホームルーム担任による実施を基本とする。
3. 本プログラムでは、令和元年度研究指定校2校の公開授業で実践した授業案を「指導例1」及び「指導例2」として示す。それらの指導例を参考に、各学校・各クラスの生徒の実態に合わせて工夫して実施する。
4. 授業案やワークシート等は「新潟県いじめ対策ポータル」に掲載しており、適宜ダウンロードして使用することができる。
5. 実際のコミュニケーションにおいてはトラブルがつきものであり、その対応には1つの答えがあるわけではないことを踏まえ、生徒間で最適解を求めるなどの話し合いを中心に授業を行う。
6. インターネットの特性を説明した絵本教材「デジタルネイティブの君たちへ」は、繰り返し読むことで気付きを促すことをねらいとして作成されたものであることを踏まえ、適宜活用する。
7. 本プログラムでは、日々進化するインターネットやSNSの実態についての専門的な知識は扱わないこととし、それらについては教科「情報」での学習や専門家による講演等で補うものとする。
8. レッスン1から3までの実践を重ねることで、インターネットやSNSの適正利用に関する「ソーシャルメディア・ガイドライン」を策定することとする。詳細は40ページ参照。